

IP通信網サービス契約約款 別冊（ドットフォンサービス）【現改比較表】 2020年5月30日現在

～2020年6月29日

2020年6月30日～

目次	目次
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 (略)	第2章 (略)
第3章 契約	第3章 契約
第1節 (略)	第1節 (略)
第2節 第2種ドットフォンサービスに係る契約	第2節 第2種ドットフォンサービスに係る契約
第15条 (略)	第15条 (略)
第16条 (略)	第16条 (略)
第17条 (略)	第17条 (略)
第18条 (略)	第18条 (略)
第19条 (略)	第19条 (略)
第20条 (略)	第20条 (略)
第21条 (略)	第21条 (略)
第22条 (略)	第22条 (略)
第23条 タイプ2に係る転送機能等の利用	第23条 削除
第23条の2 国際電話利用休止機能の提供	第23条の2 国際電話利用休止機能の提供
第24条～25条 (略)	第24条～25条 (略)
第3節 (略)	第3章の2 付加機能

～2020年6月29日	2020年6月30日～
第3章の2 (略)	第3章の2 (略)
第4章 (略)	第4章 (略)
第5章 (略)	第5章 (略)
第6章 料金等の支払義務	第6章 料金等の支払義務
第40条 (略)	第40条 (略)
第41条 (略)	第41条 (略)
第42条 着信転送ダイヤルアウト通信料の支払義務	第42条 削除
第42条の2 請求書等の発行に関する料金の支払義務	第42条の2 請求書等の発行に関する料金の支払義務
第7章 (略)	第7章 (略)
第8章 (略)	第8章 (略)
第9章 (略)	第9章 (略)
別記 (略)	別記 (略)
料金表 (略)	料金表 (略)
第1章 略	第1章 略

～2020年6月29日

2020年6月30日～

第2章 ドットフォンサービスの種類等

(ドットフォンサービスの種類)

第3条 ドットフォンサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第1種ドットフォンサービス	第1種ドットフォン利用回線を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
第2種ドットフォンサービス	第2種ドットフォン利用回線を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
第3種ドットフォンサービス	第3種ドットフォン利用回線を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの

(ダイヤルアウト)

第4条 ドットフォン契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。

ただし、当社が別に定める通信は提供対象外とします。

(1) 発信元

- A ボイスモードで使用する回線
 - a 第1種ドットフォンサービスに係る第1種ドットフォン利用回線
 - b 第2種ドットフォンサービスに係る第2種ドットフォン利用回線
 - c 第3種ドットフォンサービスに係る第3種ドットフォン利用回線

(2) 発信先

- A 加入電話等設備
- B I P 電話設備
- C 料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域

第2章 ドットフォンサービスの種類等

(ドットフォンサービスの種類)

第3条 ドットフォンサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第1種ドットフォンサービス	第1種ドットフォン利用回線を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
第2種ドットフォンサービス	第2種ドットフォン利用回線を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
第3種ドットフォンサービス	第3種ドットフォン利用回線を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの

(ダイヤルアウト)

第4条 ドットフォン契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。

ただし、当社が別に定める通信は提供対象外とします。

(1) 発信元

- A ボイスモードで使用する回線
 - a 第1種ドットフォンサービスに係る第1種ドットフォン利用回線
 - b 第2種ドットフォンサービスに係る第2種ドットフォン利用回線
 - c 第3種ドットフォンサービスに係る第3種ドットフォン利用回線

(2) 発信先

- A 加入電話等設備
- B I P 電話設備
- C 料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域

～2020年6月29日		2020年6月30日～	
(注) 当社が別に定める通信は、次の表に掲げるものとします。		(注) 当社が別に定める通信は、次の表に掲げるものとします。	
区 分	内 容	区 分	内 容
第1種ドットフォンサービス	当社のWebサイト (https://www.ntt.com/personal/signup/phone/ip/voip.html) に掲げる通信	第1種ドットフォンサービス	当社のWebサイト (https://www.ntt.com/personal/signup/phone/ip/voip.html) に掲げる通信
第2種ドットフォンサービス (タイプ1に係るもの)	当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html) に掲げる通信	第2種ドットフォンサービス (タイプ1に係るもの)	当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html) に掲げる通信
<u>第2種ドットフォンサービス (タイプ2に係るもの)</u>	<u>当社のWebサイト</u> (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/freednavidual/050bd.html) に掲げる通信		
第3種ドットフォンサービス	当社のWebサイト (https://welcome.050plus.com/web/jsp/pc/ja/NoticeDetail) に掲げる通信	第3種ドットフォンサービス	当社のWebサイト (https://welcome.050plus.com/web/jsp/pc/ja/NoticeDetail.jsp) に掲げる通信
2 略		2 略	

～2020年6月29日

2020年6月30日～

第3章 契約

第1節 略

第2節 第2種ドットフォンサービスに係る契約

(第2種ドットフォンサービスの区別)

第15条 第2種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ1	タイプ2以外のもの
タイプ2	第2種ドットフォンサービスのうち050ビジネスダイヤル着信機能を利用することができるもの

備考

タイプ1については、第2種ドットフォン利用回線において、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に定めるIPoE(IPv4overIPv6)接続機能を利用する場合、第37条（回線による制約）に規定する制約があります。

(第2種ドットフォンサービスの契約の単位)

第16条 当社は、共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、1の第2種ドットフォン利用回線につき1の第2種ドットフォン契約を締結します。この場合、第2種ドットフォン契約者は、1の第2種ドットフォン契約につき1人に限ります。

2 前項の規定にかかわらず、第2種ドットフォン契約者（タイプ1に係る者に限りま

す。）から、新たな第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限りま

す。）の申込みがあった場合は、当社は、その第2種ドットフォン契

約に係る第2種ドットフォン利用回線につき当社が別に定める数までの第2種ドットフォ

第3章 契約

第1節 略

第2節 第2種ドットフォンサービスに係る契約

(第2種ドットフォンサービスの区別)

第15条 第2種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ1	第2種ドットフォンサービスのうち国際電話利用休止機能を利用することができるもの

備考

タイプ1については、第2種ドットフォン利用回線において、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に定めるIPoE(IPv4overIPv6)接続機能を利用する場合、第37条（回線による制約）に規定する制約があります。

(第2種ドットフォンサービスの契約の単位)

第16条 当社は、共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、1の第2種ドットフォン利用回線につき1の第2種ドットフォン契約を締結します。この場合、第2種ドットフォン契約者は、1の第2種ドットフォン契約につき1人に限ります。

2 前項の規定にかかわらず、第2種ドットフォン契約者（タイプ1に係る者に限りま

す。）から、新たな第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限りま

す。）の申込みがあった場合は、当社は、その第2種ドットフォン契

約に係る第2種ドットフォン利用回線につき当社が別に定める数までの第2種ドットフォ

～2020年6月29日	2020年6月30日～
<p>ン契約を締結します。</p> <p>(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める数は、当社所定の書面に記載するものとします。</p> <p>(第2種ドットフォン契約申込みの方法)</p> <p>第17条 共通編第9条 (IP通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第2種ドットフォン契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(1) 第2種ドットフォンサービスの区別 (2) 通信チャネルの数 (3) 第23条 (タイプ2に係る転送機能等の利用) に規定する転送機能に係る着信先番号 (タイプ2に係るものに限ります。) (4) その他申込みの内容を特定するために必要な事項</p> <p>2 削除</p> <p>(第2種ドットフォン契約申込みの承諾)</p> <p>第18条 当社は、共通編第10条 (IP通信網契約申込みの承諾) 第1項の申込みがあった場合、第2種ドットフォン契約の申込者が、当社の推奨するボイスハードウェア等を使用することを条件として、その請求を承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定するほか、次の場合には、その第2種ドットフォンサービスの申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 第2種ドットフォンサービスの申込みをした者が、第2種ドットフォン利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。 (2) 第2種ドットフォンサービスを利用する場所と第2種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備の設置場所が同一とならないとき。 (3) 第2種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備において、第1種ドットフォンサービス又は他の第2種ドットフォンサービス (当社が別に定める場合を除きます。) を利用しているとき。 (注) 本条第2項第3号に規定する当社が別に定める場合は、タイプ2を利用しているときとします。</p>	<p>します。</p> <p>(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める数は、当社所定の書面に記載するものとします。</p> <p>(第2種ドットフォン契約申込みの方法)</p> <p>第17条 共通編第9条 (IP通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第2種ドットフォン契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(1) 第2種ドットフォンサービスの区別 (2) 通信チャネルの数 (3) 削除 (4) その他申込みの内容を特定するために必要な事項</p> <p>2 削除</p> <p>(第2種ドットフォン契約申込みの承諾)</p> <p>第18条 当社は、共通編第10条 (IP通信網契約申込みの承諾) 第1項の申込みがあった場合、第2種ドットフォン契約の申込者が、当社の推奨するボイスハードウェア等を使用することを条件として、その請求を承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定するほか、次の場合には、その第2種ドットフォンサービスの申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 第2種ドットフォンサービスの申込みをした者が、第2種ドットフォン利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。 (2) 第2種ドットフォンサービスを利用する場所と第2種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備の設置場所が同一とならないとき。 (3) 第2種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備において、第1種ドットフォンサービス又は他の第2種ドットフォンサービスを利用しているとき。</p>

～2020年6月29日	2020年6月30日～
<p>(I P 電話番号)</p> <p>第 19 条 当社は、第 2 種ドットフォン契約ごとに I P 電話番号を定めます。</p> <p>2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、I P 電話番号を変更することがあります。</p> <p>3 前項の規定により、I P 電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第 2 種ドットフォン契約者に通知します。</p> <p>(通信チャネル数の変更)</p> <p>第 20 条 第 2 種ドットフォン契約者は、通信チャネルの数の変更の請求をすることができます。</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は、第 18 条 (第 2 種ドットフォン契約申込みの承諾) 及び共通編第 10 条 (I P 通信網契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(その他の契約内容の変更)</p> <p>第 21 条 当社は、第 2 種ドットフォン契約者から請求があったときは、第 17 条 (第 2 種ドットフォン契約申込みの方法) 第 4 号に規定する契約内容の変更を行いません。</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は、第 18 条 (第 2 種ドットフォン契約申込みの承諾) 及び共通編第 10 条 (I P 通信網契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(発信番号通知)</p> <p>第 22 条 第 2 種ドットフォン契約者が行う通信については、発信側の第 2 種ドットフォン契約者の I P 電話番号を着信側の利用者へ通知します。</p> <p>ただし、次の場合については、この限りではありません。</p> <p>(1) 第 2 種ドットフォン契約者が、自らボイスハードウェアの設定を行うことにより通知をしない設定を行ったとき (通信の発信に先立ち「1 8 6」をダイヤルした場合を除きます) 。</p> <p>(2) 通信の発信に先立ち、「1 8 4」をダイヤルしたとき。</p> <p>(タイプ 2 に係る転送機能等の利用)</p>	<p>(I P 電話番号)</p> <p>第 19 条 当社は、第 2 種ドットフォン契約ごとに I P 電話番号を定めます。</p> <p>2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、I P 電話番号を変更することがあります。</p> <p>3 前項の規定により、I P 電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第 2 種ドットフォン契約者に通知します。</p> <p>(通信チャネル数の変更)</p> <p>第 20 条 第 2 種ドットフォン契約者は、通信チャネルの数の変更の請求をすることができます。</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は、第 18 条 (第 2 種ドットフォン契約申込みの承諾) 及び共通編第 10 条 (I P 通信網契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(その他の契約内容の変更)</p> <p>第 21 条 当社は、第 2 種ドットフォン契約者から請求があったときは、第 17 条 (第 2 種ドットフォン契約申込みの方法) 第 4 号に規定する契約内容の変更を行いません。</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は、第 18 条 (第 2 種ドットフォン契約申込みの承諾) 及び共通編第 10 条 (I P 通信網契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(発信番号通知)</p> <p>第 22 条 第 2 種ドットフォン契約者が行う通信については、発信側の第 2 種ドットフォン契約者の I P 電話番号を着信側の利用者へ通知します。</p> <p>ただし、次の場合については、この限りではありません。</p> <p>(1) 第 2 種ドットフォン契約者が、自らボイスハードウェアの設定を行うことにより通知をしない設定を行ったとき (通信の発信に先立ち「1 8 6」をダイヤルした場合を除きます) 。</p> <p>(2) 通信の発信に先立ち、「1 8 4」をダイヤルしたとき。</p>

～2020年6月29日	2020年6月30日～
<p>第23条 第2種ドットフォンサービス（タイプ2に係るものに限り、以下本条において同じとします。）を利用する第2種ドットフォン契約者は、料金表第1表（料金）2-2-3に規定するタイプ2に係る転送機能を利用することができます。</p> <p>（国際電話利用休止機能の提供）</p> <p>第23条の2 共通編第18条（付加機能の提供）に規定するほか、当社は、第17条（第2種ドットフォン契約申込みの方法）に規定する第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限り、以下この条において同じとします。）の利用申込みがあった場合は、同時に、付加機能（国際電話利用休止機能に限り、以下この条において同じとします。）の提供開始の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>（第2種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡）</p> <p>第24条 略</p> <p>（当社が行う第2種ドットフォン契約等の解除）</p> <p>第25条 略</p>	<p>第23条 <u>削除</u></p> <p>（国際電話利用休止機能の提供）</p> <p>第23条の2 共通編第18条（付加機能の提供）に規定するほか、当社は、第17条（第2種ドットフォン契約申込みの方法）に規定する第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限り、以下この条において同じとします。）の利用申込みがあった場合は、同時に、付加機能（国際電話利用休止機能に限り、以下この条において同じとします。）の提供開始の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>（第2種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡）</p> <p>第24条 略</p> <p>（当社が行う第2種ドットフォン契約等の解除）</p> <p>第25条 略</p>
第3節 略	第3節 略
第3章の2 略	第3章の2 略
第4章 略	第4章 略
第5章 通信	第5章 通信
第36条 略	第36条 略
第37条 略	第37条 略
第38条 略	第38条 略

～2020年6月29日	2020年6月30日～
<p>(料金適用上必要な事項の測定等)</p> <p>第39条 次に掲げる接続時間(以下「接続通信時間」といいます。)の測定等については、料金表第1表(料金)に定めるところによります。</p> <p>(1) ダイヤルアウトに係る接続時間</p> <p>(2) 加入電話等設備、IP電話設備(当社が別に定めるものに限ります。)及び料金表第1表(料金)1-2-4のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線及び第2種ドットフォン利用回線(タイプ1に係るものに限ります。)への接続時間</p> <p>2 <u>第2種ドットフォンサービスに係る着信転送ダイヤルアウト(第23条に規定するタイプ2に係る転送機能の着信先番号として登録された電気通信番号から当社の事業者識別番号(電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第10号に規定する電気通信番号をいいます。))と当社が指定するサービス識別番号を付加して行なわれる通信であって、当社が別に定める付加機能に係るものをいいます。以下同じとします。)</u>に係る接続時間の測定等については、<u>料金表第1表(料金)に定めるところによります。</u></p> <p>(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定めるものは、当社のIP通信網サービス契約約款 共通編 別記3(VoIP協定事業者)(2)(電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの)に記載された協定事業者との相互接続に係るものとします。</p> <p><u>(注2) 本条第2項に規定する当社が別に定める付加機能は、番号通知等機能とします。</u></p>	<p>(料金適用上必要な事項の測定等)</p> <p>第39条 次に掲げる接続時間(以下「接続通信時間」といいます。)の測定等については、料金表第1表(料金)に定めるところによります。</p> <p>(1) ダイヤルアウトに係る接続時間</p> <p>(2) 加入電話等設備、IP電話設備(当社が別に定めるものに限ります。)及び料金表第1表(料金)1-2-4のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線及び第2種ドットフォン利用回線(タイプ1に係るものに限ります。)への接続時間</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>(注) 本条第1項に規定する当社が別に定めるものは、当社のIP通信網サービス契約約款 共通編 別記3(VoIP協定事業者)(2)(電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの)に記載された協定事業者との相互接続に係るものとします。</p>

～2020年6月29日	2020年6月30日～
<p>第6章 料金等の支払義務 (定額利用料等の支払義務)</p> <p>第40条 共通編第29条に規定する料金等の支払義務として、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者を除くドットフォン契約者にあつては、その契約に基づいて当社がドットフォンサービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)を含む料金月の翌料金月から起算して、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者にあつては、その契約に基づいて当社がドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌々料金月から起算して、契約の解除があつた日(付加機能についてはその廃止のあつた日)を含む料金月までの期間(提供を開始した日を含む料金月と解除又は廃止のあつた日を含む料金月が同一の月である場合は、タイプ1に係る第1種ドットフォン契約(第2種契約者に係る者に限ります。以下、本条において同じとします。)、タイプ3に係る第1種ドットフォン契約又はタイプ6に係る第3種ドットフォン契約に係るときを除いて、1か月間とします。ただし、タイプ1又はタイプ3に係る第1種ドットフォン契約について、提供を開始した日を含む料金月の解除又は廃止が複数回(2回以上)行われた際は1か月間とさせていただきます場合があります。)について、当社が提供するドットフォンサービスの態様に依つて料金表第1表(料金)に規定するドットフォン契約に係る利用料金(ダイヤルアウト通信料及び第42条(着信転送ダイヤルアウト通信料の支払義務)に規定する料金)を除きます。以下「定額利用料等」といいます。)の支払いを要します。</p> <p>ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 (略) 3 (略)</p> <p>第41条 略</p>	<p>第6章 料金等の支払義務 (定額利用料等の支払義務)</p> <p>第40条 共通編第29条に規定する料金等の支払義務として、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者を除くドットフォン契約者にあつては、その契約に基づいて当社がドットフォンサービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)を含む料金月の翌料金月から起算して、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者にあつては、その契約に基づいて当社がドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌々料金月から起算して、契約の解除があつた日(付加機能についてはその廃止のあつた日)を含む料金月までの期間(提供を開始した日を含む料金月と解除又は廃止のあつた日を含む料金月が同一の月である場合は、タイプ1に係る第1種ドットフォン契約(第2種契約者に係る者に限ります。以下、本条において同じとします。)、タイプ3に係る第1種ドットフォン契約又はタイプ6に係る第3種ドットフォン契約に係るときを除いて、1か月間とします。ただし、タイプ1又はタイプ3に係る第1種ドットフォン契約について、提供を開始した日を含む料金月の解除又は廃止が複数回(2回以上)行われた際は1か月間とさせていただきます場合があります。)について、当社が提供するドットフォンサービスの態様に依つて料金表第1表(料金)に規定するドットフォン契約に係る利用料金(ダイヤルアウト通信料を除きます。以下「定額利用料等」といいます。)の支払いを要します。</p> <p>ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 (略) 3 (略)</p> <p>第41条 略</p>

～2020年6月29日	2020年6月30日～
<p><u>(着信転送ダイヤルアウト通信料の支払義務)</u></p> <p>第42条 <u>第2種ドットフォン契約者(タイプ2に係るものに限ります。以下、本条において同じとします。)</u>は、<u>着信転送ダイヤルアウト(ドットフォン契約者が共通編別記6に規定する行為を行うことによって生じたもの又はそのドットフォン契約者以外の者が行ったものを含みます。)</u>について、<u>当社が測定した接続通信時間と料金表第1表(料金)の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。</u></p> <p><u>2 第2種ドットフォン契約者は、着信転送ダイヤルアウト通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において特別の事情があるときは、第2種ドットフォン契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。</u></p> <p>(請求書等の発行に関する料金の支払義務)</p> <p>第42条の2 第1種ドットフォン契約者(タイプ1(料金表第1表(料金)に規定する第2種契約の取扱いに係る定額料減額の適用に係る場合を除きます。))に係る者に限ります。)及び第3種ドットフォン契約者(タイプ6に係る者に限ります。))は、ドットフォンサービスの料金その他の債務の支払いにおいて請求書又は口座振替(口座振替通知書の発行を要するものに限ります。))によって支払うときは、料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))に規定する請求書等の発行に関する料金の支払いを要します。</p> <p>ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>	<p>第42条 <u>削除</u></p> <p>(請求書等の発行に関する料金の支払義務)</p> <p>第42条の2 第1種ドットフォン契約者(タイプ1(料金表第1表(料金)に規定する第2種契約の取扱いに係る定額料減額の適用に係る場合を除きます。))に係る者に限ります。)及び第3種ドットフォン契約者(タイプ6に係る者に限ります。))は、ドットフォンサービスの料金その他の債務の支払いにおいて請求書又は口座振替(口座振替通知書の発行を要するものに限ります。))によって支払うときは、料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))に規定する請求書等の発行に関する料金の支払いを要します。</p> <p>ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>
第7章 略	第7章 略

～2020年6月29日

2020年6月30日～

第8章

(責任の制限)

第44条 当社は、共通編第38条(責任の制限)に規定するほか、ドットフォンサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(当社が当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又はV o I P協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。)は、そのドットフォンサービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合(ボイスモードの利用において、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局(複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。)より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下本条において同じとします。)を含みます。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのドットフォン契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者又はV o I P協定事業者が特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合又はそのI P通信網サービスがD S L回線の区間(当社が別に定める特定協定事業者の区間に限ります。)において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、ドットフォンサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのドットフォンサー

第8章

(責任の制限)

第44条 当社は、共通編第38条(責任の制限)に規定するほか、ドットフォンサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(当社が当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又はV o I P協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。)は、そのドットフォンサービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合(ボイスモードの利用において、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局(複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。)より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下本条において同じとします。)を含みます。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのドットフォン契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者又はV o I P協定事業者が特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合又はそのI P通信網サービスがD S L回線の区間(当社が別に定める特定協定事業者の区間に限ります。)において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、ドットフォンサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのドットフォンサービスに係

～2020年6月29日	2020年6月30日～
<p>ビスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>(1) 料金表第1表(料金)に規定する利用料金(料金表第1表に規定する請求書等の発行に関する料金及び次号に規定する利用料金を除きます。)</p> <p>(2) 料金表第1表に規定する利用料、ダイヤルアウト通信料、着信転送ダイヤルアウト通信料(ドットフォンサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)</p> <p>(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、共通編別記2の(1)に掲げる者としてします。</p> <p>(注2) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとしてします。</p> <p>(注3) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、IP通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における1日当たりの平均利用料金とします。</p> <p>3 当社の故意又は重大な過失によりドットフォンサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。</p> <p>(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>	<p>る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>(1) 料金表第1表(料金)に規定する利用料金(料金表第1表に規定する請求書等の発行に関する料金及び次号に規定する利用料金を除きます。)</p> <p>(2) 料金表第1表に規定する利用料、ダイヤルアウト通信料(ドットフォンサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)</p> <p>(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、共通編別記2の(1)に掲げる者としてします。</p> <p>(注2) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとしてします。</p> <p>(注3) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、IP通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における1日当たりの平均利用料金とします。</p> <p>3 当社の故意又は重大な過失によりドットフォンサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。</p> <p>(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>
第9章 略	第9章 略
別記1～4 略	別記1～4 略

～2020年6月29日	2020年6月30日～
<p>料金表 通則 (利用料金の設定)</p> <p>1 ダイヤルアウト通信料及び第2種ドットフォン契約(タイプ2に係るものに限ります)に係る着信転送ダイヤルアウト通信料については、当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定するものとします。</p> <p>ただし、特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者又はV o I P協定事業者が定める料金については、この限りではありません。</p> <p>(料金の計算方法等)</p> <p>2 当社は、ドットフォン契約者とその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。</p> <p>3 当社は、次の場合が生じたときを除いて、定額利用料等については、日割しません。</p> <p>ただし、請求書等発行手数料については、次の場合においても日割しません。</p> <p>(1) 料金月の初日以外の日によりドットフォンサービスの品目の変更により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。</p> <p>(2) 第40条(定額利用料等の支払義務)第2項第2号の表(2欄の規定を除きます。)の規定(これに準ずる規定を含みます。)に該当するとき。</p> <p>(3) 6の規定に基づく起算日の変更があったとき。</p> <p>4 3の規定による定額利用料等の日割は暦日数により行います。この場合、第40条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。</p> <p>5 利用料金のうち利用料、ダイヤルアウト通信料及び着信転送ダイヤルアウト通信料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめドットフォン契約者の承諾を得て、3の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。</p>	<p>料金表 通則 (利用料金の設定)</p> <p>1 ダイヤルアウト通信料については、当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定するものとします。</p> <p>ただし、特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者又はV o I P協定事業者が定める料金については、この限りではありません。</p> <p>(料金の計算方法等)</p> <p>2 当社は、ドットフォン契約者とその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。</p> <p>3 当社は、次の場合が生じたときを除いて、定額利用料等については、日割しません。</p> <p>ただし、請求書等発行手数料については、次の場合においても日割しません。</p> <p>(1) 料金月の初日以外の日によりドットフォンサービスの品目の変更により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。</p> <p>(2) 第40条(定額利用料等の支払義務)第2項第2号の表(2欄の規定を除きます。)の規定(これに準ずる規定を含みます。)に該当するとき。</p> <p>(3) 6の規定に基づく起算日の変更があったとき。</p> <p>4 3の規定による定額利用料等の日割は暦日数により行います。この場合、第40条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。</p> <p>5 利用料金のうち利用料及びダイヤルアウト通信料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめドットフォン契約者の承諾を得て、3の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。</p>

～2020年6月29日	2020年6月30日～
<p>6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。</p> <p>(端数処理)</p> <p>7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>(料金等の支払い)</p> <p>8 ドットフォン契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するIP通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。</p> <p>9 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>(料金等の一括後払い)</p> <p>10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、8及び9の規定にかかわらず、ドットフォン契約者の承諾（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の3に規定する説明を事前に行った場合を含みます。）を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。</p> <p>(過払金の相殺)</p> <p>11 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。</p> <p>(前受金)</p> <p>12 当社は、料金又は工事に関する費用について、ドットフォン契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。</p>	<p>6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。</p> <p>(端数処理)</p> <p>7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>(料金等の支払い)</p> <p>8 ドットフォン契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するIP通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。</p> <p>9 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>(料金等の一括後払い)</p> <p>10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、8及び9の規定にかかわらず、ドットフォン契約者の承諾（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の3に規定する説明を事前に行った場合を含みます。）を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。</p> <p>(過払金の相殺)</p> <p>11 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。</p> <p>(前受金)</p> <p>12 当社は、料金又は工事に関する費用について、ドットフォン契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。</p>

～2020年6月29日

2020年6月30日～

(注) 当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

13 第40条（定額利用料等の支払義務）から第42条の2（請求書等の発行に関する料金の支払義務）まで並びに共通編第30条（手続きに関する料金の支払義務）及び共通編第31条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

13の2 13に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定めるとおりとします。

(注) 当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

(1) 次に掲げる料金については、消費税相当額を加算しません。

ア 料金表第1表（料金）第1（利用料金）の1（第1種ドットフォン契約に係るもの）の1-2（料金額）の1-2-4（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国との間で行われるもの）、2（第2種ドットフォン契約に係るもの）の2-2（料金額）の2-2-4（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国との間で行われるもの）、2-2-5（着信転送ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国との間で行われるもの）及び3（第3種ドットフォン契約に係るもの）の3-2（料金額）の3-2-4（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国との間で行われるもの）に規定する料金

イ 削除

(2) この料金表に規定する料金その他の債務（法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。）の額は、税抜価格とし、かつこの内の料金額は、税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。）を表示します。この約款において料金表以外についても同様とします。

(3) 13に規定する算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格）の合計と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

13 第40条（定額利用料等の支払義務）から第42条の2（請求書等の発行に関する料金の支払義務）まで並びに共通編第30条（手続きに関する料金の支払義務）及び共通編第31条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

13の2 13に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定めるとおりとします。

(注) 当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

(1) 次に掲げる料金については、消費税相当額を加算しません。

ア 料金表第1表（料金）第1（利用料金）の1（第1種ドットフォン契約に係るもの）の1-2（料金額）の1-2-4（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国との間で行われるもの）、2（第2種ドットフォン契約に係るもの）の2-2（料金額）の2-2-4（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国との間で行われるもの）及び3（第3種ドットフォン契約に係るもの）の3-2（料金額）の3-2-4（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国との間で行われるもの）に規定する料金

イ 削除

(2) この料金表に規定する料金その他の債務（法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。）の額は、税抜価格とし、かつこの内の料金額は、税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。）を表示します。この約款において料金表以外についても同様とします。

(3) 13に規定する算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格）の合計と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

～2020年6月29日	2020年6月30日～
<p>(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、関係の I P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p>	<p>(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、関係の I P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p>

～2020年6月29日		2020年6月30日～	
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）		第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）	
第1 利用料金		第1 利用料金	
1 第1種ドットフォン契約に係るもの		1 第1種ドットフォン契約に係るもの	
1-1 適用 略		1-1 適用 略	
1-2 料金額		1-2 料金額	
1-2-1～1-2-5略		1-2-1～1-2-5略	
2 第2種ドットフォン契約に係るもの		2 第2種ドットフォン契約に係るもの	
2-1 適用		2-1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) 第2種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトに係る通信品質	第2種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウト（着信転送ダイヤルアウトを含みます。以下この表において同じとします。）の通信品質は利用形態等により変動することがあります。	(1) 第2種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトに係る通信品質	第2種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトの通信品質は利用形態等により変動することがあります。
(2) ユニバーサルサービス料の適用	2-2-2に規定するユニバーサルサービス料は、IP電話番号（付加機能（番号情報送出機能とします。）を利用する追加番号を含みます。）1番号ごとに適用します。	(2) ユニバーサルサービス料の適用	2-2-2に規定するユニバーサルサービス料は、IP電話番号（付加機能（番号情報送出機能とします。）を利用する追加番号を含みます。）1番号ごとに適用します。
(3) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第2種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウト及び加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限り。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第2種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を測定します。</p> <p>ただし、第4条（ダイヤルアウト）の規定にかかわらず、本料金表においては、第2種ドットフォン契約者が、その第2種ドットフォンサービスに係る第2種ドットフォン利用回線以外から通信を行った場合もダイヤルアウト通信とみなし接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、</p>	(3) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第2種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウト及び加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限り。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第2種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を測定します。</p> <p>ただし、第4条（ダイヤルアウト）の規定にかかわらず、本料金表においては、第2種ドットフォン契約者が、その第2種ドットフォンサービスに係る第2種ドットフォン利用回線以外から通信を行った場合もダイヤルアウト通信とみなし接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、</p>

～2020年6月29日		2020年6月30日～	
	<p>当社の機器により測定します。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合は、2-2（料金額）に規定する分数に満たない端数の接続時間は、イに規定する接続通信時間には含みません。</p> <p>(注) 本欄アに規定する当社が別に定めるものは、当社のIP通信網サービス契約約款 共通編 別記3（VoIP協定事業者）(2)（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとしします。</p>		<p>当社の機器により測定します。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合は、2-2（料金額）に規定する分数に満たない端数の接続時間は、イに規定する接続通信時間には含みません。</p> <p>(注) 本欄アに規定する当社が別に定めるものは、当社のIP通信網サービス契約約款 共通編 別記3（VoIP協定事業者）(2)（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとしします。</p>
<p>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>ア 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(2) (1)以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>イ 当社の機器の故障等により加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第2種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を正しく算定できなかった場合の取り扱いについては、(6)（着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用）に定めるとおりとします。</p> <p>(注1) 本欄アに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p>	<p>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>ア 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(2) (1)以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>イ 当社の機器の故障等により加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第2種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を正しく算定できなかった場合の取り扱いについては、(6)（着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用）に定めるとおりとします。</p> <p>(注1) 本欄アに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p>

～2020年6月29日	2020年6月30日～
-------------	-------------

<p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p style="padding-left: 20px;">機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p style="padding-left: 20px;">機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤルアウト通信料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注2) 本欄イに規定する当社が別に定めるものは、当社のIP通信網サービス契約約款 共通編 別記3 (VoIP協定事業者) (2) (電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの) に記載された協定事業者との相互接続に係るものとしします。</p>	<p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p style="padding-left: 20px;">機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p style="padding-left: 20px;">機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤルアウト通信料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注2) 本欄イに規定する当社が別に定めるものは、当社のIP通信網サービス契約約款 共通編 別記3 (VoIP協定事業者) (2) (電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの) に記載された協定事業者との相互接続に係るものとしします。</p>						
<p>(5) 選択制によるダイヤルアウト通信料の月極割引の適用</p> <p>ア 当社は、第2種ドットフォン契約者(タイプ1に係る者に限ります。以下、この欄において同じとします。)からこの月極割引の申出があった場合には、次表に規定する定額料を追加で支払うことを条件に、第2種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料(イに記載する通信料に限ります。)について、2-2-4の規定により算出した額にかかわらず、その月額累計額について無料とします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">定額料</td> <td style="padding: 5px;">1の通信チャネル毎に月額</td> <td style="padding: 5px;">300円 (330円)</td> </tr> </table> <p>イ この月極割引の対象となるダイヤルアウト通信料は、次に掲げるものに限りします。</p> <p>(1) 2-2-4のアの(ア)に定めるもののうち共通編別記17の(4)のイの(ア)に規定する当社に係るものに対して行われるダイヤルアウト</p>	定額料	1の通信チャネル毎に月額	300円 (330円)	<p>(5) 選択制によるダイヤルアウト通信料の月極割引の適用</p> <p>ア 当社は、第2種ドットフォン契約者(タイプ1に係る者に限ります。以下、この欄において同じとします。)からこの月極割引の申出があった場合には、次表に規定する定額料を追加で支払うことを条件に、第2種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料(イに記載する通信料に限ります。)について、2-2-4の規定により算出した額にかかわらず、その月額累計額について無料とします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">定額料</td> <td style="padding: 5px;">1の通信チャネル毎に月額</td> <td style="padding: 5px;">300円 (330円)</td> </tr> </table> <p>イ この月極割引の対象となるダイヤルアウト通信料は、次に掲げるものに限りします。</p> <p>(1) 2-2-4のアの(ア)に定めるもののうち共通編別記17の(4)のイの(ア)に規定する当社に係るものに対して行われるダイヤルアウト</p>	定額料	1の通信チャネル毎に月額	300円 (330円)
定額料	1の通信チャネル毎に月額	300円 (330円)					
定額料	1の通信チャネル毎に月額	300円 (330円)					

～2020年6月29日	2020年6月30日～
<p>ト通信料</p> <p>(2) 2-2-4のアの(工)に定めるダイヤルアウト通信料</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の申出があった場合は、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承諾します。</p> <p>(1) アの規定によりこの月極割引適用の申込みをした第2種ドットフォン契約者が、その料金について支払うことを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>エ この月極割引に係る料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>オ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。ただし、適用開始の料金月において、第2種ドットフォンサービスの提供が開始されていない場合は、その第2種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月より適用を開始します。</p> <p>カ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、第2種ドットフォン契約の解除があったとき、この月極割引を廃止します。</p> <p>キ この月極割引の廃止があった場合、月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用し、定額料の支払いを要します。ただし、月極割引の適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月と同一料金月内に廃止があった場合には、この月極割引は適用しません。</p> <p>ク 当社は、通則3の規定にかかわらず、定額料については、日割しません。</p> <p>ケ この月極割引の適用にあたっては、その第2種ドットフォン契約に係るすべての通信チャネル（追加通信チャネルを含みます。）に対してこの月極割引を適用する必要があり、契約通信チャネル単位で定額料の支払いを要します。</p> <p>コ 2-2-3（付加機能利用料）に規定する番号情報送出機能及び代表機能を利用している第2種ドットフォン契約者は、</p>	<p>ト通信料</p> <p>(2) 2-2-4のアの(工)に定めるダイヤルアウト通信料</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の申出があった場合は、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承諾します。</p> <p>(1) アの規定によりこの月極割引適用の申込みをした第2種ドットフォン契約者が、その料金について支払うことを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>エ この月極割引に係る料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>オ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。ただし、適用開始の料金月において、第2種ドットフォンサービスの提供が開始されていない場合は、その第2種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月より適用を開始します。</p> <p>カ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、第2種ドットフォン契約の解除があったとき、この月極割引を廃止します。</p> <p>キ この月極割引の廃止があった場合、月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用し、定額料の支払いを要します。ただし、月極割引の適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月と同一料金月内に廃止があった場合には、この月極割引は適用しません。</p> <p>ク 当社は、通則3の規定にかかわらず、定額料については、日割しません。</p> <p>ケ この月極割引の適用にあたっては、その第2種ドットフォン契約に係るすべての通信チャネル（追加通信チャネルを含みます。）に対してこの月極割引を適用する必要があり、契約通信チャネル単位で定額料の支払いを要します。</p> <p>コ 2-2-3（付加機能利用料）に規定する番号情報送出機能及び代表機能を利用している第2種ドットフォン契約者は、</p>

～2020年6月29日		2020年6月30日～	
	<p>この月極割引の適用にあたっては、その機能を利用するすべての第2種ドットフォン契約に係るすべての通信チャンネルに対してこの月極割引を適用する必要がある、契約通信チャンネル単位で定額料の支払いを要します。</p> <p>サ この月極割引の適用を受けている第2種ドットフォン契約者は、1の料金月を通じて本欄イに記載する通信を全く行わなかった場合においても、定額料の支払いを要します。</p>		<p>この月極割引の適用にあたっては、その機能を利用するすべての第2種ドットフォン契約に係るすべての通信チャンネルに対してこの月極割引を適用する必要がある、契約通信チャンネル単位で定額料の支払いを要します。</p> <p>サ この月極割引の適用を受けている第2種ドットフォン契約者は、1の料金月を通じて本欄イに記載する通信を全く行わなかった場合においても、定額料の支払いを要します。</p>
(6) 着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用	<p>ア 当社は、第2種ドットフォン着割額算定対象通信（加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第2種ドットフォン利用回線（タイプ1に係るものに限ります。）への通信をいいます。以下この欄において同じとします。）があった場合に、第2種ドットフォン着割適用対象料金（次表の1に規定する料金を合算したもの（(5)（選択制によるダイヤルアウト通信料の月極割引の適用）欄に規定する割引の適用があるときは、適用した後の額とします。）をいいます。以下同じとします。）の月額累計額について、その料金月の第2種ドットフォン着割額（第2種ドットフォン着割額算定対象通信（その第2種ドットフォン契約が代表機能の利用に係る場合であって第2種ドットフォン契約者から申出があった場合は、その代表機能に係る第2種ドットフォン利用回線に係る第2種ドットフォン着割額算定対象通信を含みます。）の秒数を60で除して得た値の端数を切り捨てた値に0.5を乗じて得た額をいいます。以下この欄において同じとします。）を減額して適用します。この場合において、当社は、その料金月における</p>	(6) 着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用	<p>ア 当社は、第2種ドットフォン着割額算定対象通信（加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第2種ドットフォン利用回線（タイプ1に係るものに限ります。）への通信をいいます。以下この欄において同じとします。）があった場合に、第2種ドットフォン着割適用対象料金（次表の1に規定する料金を合算したもの（(5)（選択制によるダイヤルアウト通信料の月極割引の適用）欄に規定する割引の適用があるときは、適用した後の額とします。）をいいます。以下同じとします。）の月額累計額について、その料金月の第2種ドットフォン着割額（第2種ドットフォン着割額算定対象通信（その第2種ドットフォン契約が代表機能の利用に係る場合であって第2種ドットフォン契約者から申出があった場合は、その代表機能に係る第2種ドットフォン利用回線に係る第2種ドットフォン着割額算定対象通信を含みます。）の秒数を60で除して得た値の端数を切り捨てた値に0.5を乗じて得た額をいいます。以下この欄において同じとします。）を減額して適用します。この場合において、当社は、その料金月における</p>

～2020年6月29日

2020年6月30日～

消費税相当額を加算する前の第2種ドットフォン着割適用対象料金の月額累計額の国際通話及び国内通話の比率（次表の2の左欄及び右欄にそれぞれ規定する区分における比率をいいます。）で第2種ドットフォン着割額を按分した額をそれぞれ減額して適用します。

ただし、第2種ドットフォン着割適用対象料金の月額累計額が第2種ドットフォン着割額を超えない場合は、第2種ドットフォン着割適用対象料金の月額累計額を第2種ドットフォン着割額として取り扱います。

表1

料金
① 第2種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料（その第2種ドットフォン契約が代表機能の利用に係る場合であって第2種ドットフォン契約者から申出があった場合は、その代表機能に係る第2種ドットフォン利用回線に係るダイヤルアウト通信料を含みます。）
② 第2種ドットフォン利用回線から発信した当社の電話等サービス契約約款に規定する地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に係る通話に関する料金（その第2種ドット

消費税相当額を加算する前の第2種ドットフォン着割適用対象料金の月額累計額の国際通話及び国内通話の比率（次表の2の左欄及び右欄にそれぞれ規定する区分における比率をいいます。）で第2種ドットフォン着割額を按分した額をそれぞれ減額して適用します。

ただし、第2種ドットフォン着割適用対象料金の月額累計額が第2種ドットフォン着割額を超えない場合は、第2種ドットフォン着割適用対象料金の月額累計額を第2種ドットフォン着割額として取り扱います。

表1

料金
① 第2種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料（その第2種ドットフォン契約が代表機能の利用に係る場合であって第2種ドットフォン契約者から申出があった場合は、その代表機能に係る第2種ドットフォン利用回線に係るダイヤルアウト通信料を含みます。）
② 第2種ドットフォン利用回線から発信した当社の電話等サービス契約約款に規定する地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に係る通話に関する料金（その第2種ドット

～2020年6月29日

2020年6月30日～

フォン契約者の支払義務に係るものに限ります。)の月額累計額

フォン契約者の支払義務に係るものに限ります。)の月額累計額

表2

ダイヤルアウト通信の区分	
国際通話（料金表第1表第1（利用料金）2-2-4（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの）に係るダイヤルアウト通信をいいます。）	国内通話（左欄以外のものをいいます。）

表2

ダイヤルアウト通信の区分	
国際通話（料金表第1表第1（利用料金）2-2-4（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの）に係るダイヤルアウト通信をいいます。）	国内通話（左欄以外のものをいいます。）

イ アの場合において、その第2種ドットフォン契約が合算ドットフォン請求に係るとき（その合算ドットフォン請求に係る契約が共通編第

イ アの場合において、その第2種ドットフォン契約が合算ドットフォン請求に係るとき（その合算ドットフォン請求に係る契約が共通編第

～2020年6月29日	2020年6月30日～
<p>34 条の3（債権の譲渡）に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。）の取り扱いについては、アの規定にかかわらず、1（第1種ドットフォン契約に係るもの）（7）（着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用）の規定するところによります。</p> <p>ウ 当社の機器の故障等により加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第2種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を正しく算定することができなかった場合の第2種ドットフォン着割額の取り扱いは、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の着信秒数に応じた第2種ドットフォン着割額が最高となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の着信秒数に応じた第2種ドットフォン着割額が最高となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(注1) 本欄ア及びウに規定する当社が別に定めるものは、当社のIP</p>	<p>34 条の3（債権の譲渡）に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。）の取り扱いについては、アの規定にかかわらず、1（第1種ドットフォン契約に係るもの）（7）（着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用）の規定するところによります。</p> <p>ウ 当社の機器の故障等により加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域から第2種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を正しく算定することができなかった場合の第2種ドットフォン着割額の取り扱いは、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の着信秒数に応じた第2種ドットフォン着割額が最高となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の着信秒数に応じた第2種ドットフォン着割額が最高となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(注1) 本欄ア及びウに規定する当社が別に定めるものは、当社のIP</p>

～2020年6月29日

2020年6月30日～

通信網サービス契約約款 共通編 別記3 (VoIP協定事業者)
 (2) (電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの) に記載された協定事業者との相互接続に係るものとします。
 (注2) 本欄ウに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。
 (1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合
 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前的実績が把握できる各料金月における1日平均の着割額が最高となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
 (2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合
 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前的実績が把握できる期間における1日平均の着割額又は故障等の回復後の7日間における1日平均の着割額のうち高い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

通信網サービス契約約款 共通編 別記3 (VoIP協定事業者)
 (2) (電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの) に記載された協定事業者との相互接続に係るものとします。
 (注2) 本欄ウに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。
 (1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合
 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前的実績が把握できる各料金月における1日平均の着割額が最高となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
 (2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合
 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前的実績が把握できる期間における1日平均の着割額又は故障等の回復後の7日間における1日平均の着割額のうち高い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

2-2 料金額

2-2-1 定額料

1の契約者識別符号ごとに月額

区		分		料 金 額
タイプ1	プラン1	プラン2 以外のもの	利用通信チャンネル数が 2のもの	700円 (770円)
			利用通信チャンネル数が	1,400円 (1,540円)

2-2 料金額

2-2-1 定額料

1の契約者識別符号ごとに月額

区		分		料 金 額
タイプ1	プラン1	プラン2 以外のもの	利用通信チャンネル数が 2のもの	700円 (770円)
			利用通信チャンネル数が	1,400円 (1,540円)

～2020年6月29日				2020年6月30日～			
		4のもの				4のもの	
	プラン2	利用通信チャンネル数が4のものであり、当社が別に定める提供条件に基づき契約を申込みもの	980円 (1,078円)		プラン2	利用通信チャンネル数が4のものであり、当社が別に定める提供条件に基づき契約を申込みもの	980円 (1,078円)
<u>タイプ2</u>			<u>1,000円 (1,100円)</u>				
備考 タイプ1のプラン2の場合において、当社が定める提供条件は当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html) に記載する「4ch・4番号バリューパックについて」のとおりとします。				備考 タイプ1のプラン2の場合において、当社が定める提供条件は当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html) に記載する「4ch・4番号バリューパックについて」のとおりとします。			
2-2-2 略				2-2-2 略			

～2020年6月29日				2020年6月30日～			
2-2-3 付加機能利用料				2-2-3 付加機能利用料			
区 分		単 位	料金額	区 分		単 位	料金額
番号 情報 送 出 機 能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約者に係る第2種ドットフォン利用回線に着信があった場合に、そのIP電話番号又は追加番号（第19条に基づき当社が定めるIP電話番号以外の番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。以下この欄において同じとします。）の情報を、その第2種ドットフォン利用回線に接続される端末等設備に送出する機能		追加番号1 番号毎に月 額 50円 (55円)	番号 情報 送 出 機 能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約者に係る第2種ドットフォン利用回線に着信があった場合に、そのIP電話番号又は追加番号（第19条に基づき当社が定めるIP電話番号以外の番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。以下この欄において同じとします。）の情報を、その第2種ドットフォン利用回線に接続される端末等設備に送出する機能		追加番号1 番号毎に月 額 50円 (55円)
備 考	<p>1 当社は、タイプ1に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能には代表機能が含まれるため、代表機能を別途利用する必要はありません。</p> <p>3 この機能において利用することのできる番号の数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>4 追加番号に関するその他の取扱いについては、第19条の規定に準ずるものとします。</p> <p>(注) 本欄3に規定する当社が別に定める番号の数は、当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html) 「オプションサービス」の「050ダイヤルインサービス」に掲げるものとします。</p>			備 考	<p>1 当社は、タイプ1に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能には代表機能が含まれるため、代表機能を別途利用する必要はありません。</p> <p>3 この機能において利用することのできる番号の数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>4 追加番号に関するその他の取扱いについては、第19条の規定に準ずるものとします。</p> <p>(注) 本欄3に規定する当社が別に定める番号の数は、当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html) 「オプションサービス」の「050ダイヤルインサービス」に掲げるものとします。</p>		
通 信 チ ャ ネ ル 追 加	追加通信チャネルにより通信を行うことができるようにする機能		追加通信チ ャネル数1 毎に月額 100円 (110円)	通 信 チ ャ ネ ル 追 加	追加通信チャネルにより通信を行うことができるようにする機能		追加通信チ ャネル数1 毎に月額 100円 (110円)
備 考	<p>1 追加通信チャネルとは、第17条に基づき第2種ドットフォン契約者が申し出る通信チャネル数以外に通信ができるものをいいます。</p> <p>2 当社は、第17条に基づき第2種ドットフォン契約者が申し出る通信チャネルの数が4の場合及びタイプ2に係る第2種ドットフォン契約者の場</p>			備 考	<p>1 追加通信チャネルとは、第17条に基づき第2種ドットフォン契約者が申し出る通信チャネル数以外に通信ができるものをいいます。</p> <p>2 当社は、第17条に基づき第2種ドットフォン契約者が申し出る通信チャネルの数が4の場合に限り、本機能を提供します。</p>		

～2020年6月29日				2020年6月30日～			
加機能	<p>合に限り、本機能を提供します。</p> <p>3 この機能において利用することのできる通信チャネルの数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注1) 本欄3に規定する当社が別に定める通信チャネルの数は、当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html「オプションサービス」の「追加chサービス」(タイプ1に係るものに限ります。)) に掲げるものとします。</p> <p><u>(注2) 本欄3に規定する当社が別に定めるところは、30チャネル(タイプ2に係るものに限ります) までとします。</u></p>			加機能	<p>3 この機能において利用することのできる通信チャネルの数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) 本欄3に規定する当社が別に定める通信チャネルの数は、当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html「オプションサービス」の「追加chサービス」(タイプ1に係るものに限ります。)) に掲げるものとします。</p>		
代表機能	<p>2以上のIP電話番号について、それらのIP電話番号を代表するIP電話番号を定め、その代表番号に着信があった場合に、その代表番号を代表とするIP電話番号(以下この欄において「子番号」といいます。)のうち、通信中でないいずれか1の子番号に着信することができるようにする機能</p>		—	代表機能	<p>2以上のIP電話番号について、それらのIP電話番号を代表するIP電話番号を定め、その代表番号に着信があった場合に、その代表番号を代表とするIP電話番号(以下この欄において「子番号」といいます。)のうち、通信中でないいずれか1の子番号に着信することができるようにする機能</p>		—
備考	<p>1 当社は、タイプ1に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 番号情報送出機能にはこの機能が含まれるため、番号情報送出機能と同時に利用する必要はありません。</p> <p>3 代表番号とは、この機能を利用するためのIP電話番号をいいます。</p>			備考	<p>1 当社は、タイプ1に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 番号情報送出機能にはこの機能が含まれるため、番号情報送出機能と同時に利用する必要はありません。</p> <p>3 代表番号とは、この機能を利用するためのIP電話番号をいいます。</p>		
代表番号通知機能	<p>この機能を利用する第2種ドットフォン契約に係る任意のIP電話番号(代表機能の提供を受けているものに限ります。)から行う通信について、そのIP電話番号に替えて、代表番号を通信先に通知する機能</p>		—	代表番号通知機能	<p>この機能を利用する第2種ドットフォン契約に係る任意のIP電話番号(代表機能の提供を受けているものに限ります。)から行う通信について、そのIP電話番号に替えて、代表番号を通信先に通知する機能</p>		—

～2020年6月29日					2020年6月30日～				
転送等機能	転送機能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約に係る番号に着信する通信を、第2種ドットフォン契約者があらかじめ指定した他の電話番号等に転送することができるようにする機能	1の番号毎に月額	300円 (330円)	転送等機能	転送機能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約に係る番号に着信する通信を、第2種ドットフォン契約者があらかじめ指定した他の電話番号等に転送することができるようにする機能	1の番号毎に月額	300円 (330円)
	留守番電話機能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約に係る番号に着信した通話のメッセージの録音、録音したメッセージの再生及びメッセージが録音されたことをその第2種ドットフォン契約者又はその第2種ドットフォン契約者が指定したものに對し当社が別に定める方法により通知する機能 (注) 当社が別に定める方法は、当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/option.html 「転送・留守番サービス」)に掲げるものとします。				留守番電話機能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約に係る番号に着信した通話のメッセージの録音、録音したメッセージの再生及びメッセージが録音されたことをその第2種ドットフォン契約者又はその第2種ドットフォン契約者が指定したものに對し当社が別に定める方法により通知する機能 (注) 当社が別に定める方法は、当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/option.html 「転送・留守番サービス」)に掲げるものとします。		
	備考	<p>1 当社は、タイプ1に係るIP電話番号、番号情報送出機能に係る追加番号に限り、本付加機能を提供します。</p> <p>2 転送機能に係る通信については、発信者からこの機能に係るIP電話番号への通信とこの機能に係るIP電話番号からの転送先の番号へのダイヤルアウト通信の2の通信として取り扱います。</p> <p>3 当社は、この転送機能に係る転送先からその転送される通信について、間違いのためその転送が行われないようにしてほしい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>4 録音したメッセージは当社が別に定める時間経過後に消去します。</p> <p>5 当社は、本付加機能が契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。</p>				備考	<p>1 当社は、タイプ1に係るIP電話番号、番号情報送出機能に係る追加番号に限り、本付加機能を提供します。</p> <p>2 転送機能に係る通信については、発信者からこの機能に係るIP電話番号への通信とこの機能に係るIP電話番号からの転送先の番号へのダイヤルアウト通信の2の通信として取り扱います。</p> <p>3 当社は、この転送機能に係る転送先からその転送される通信について、間違いのためその転送が行われないようにしてほしい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>4 録音したメッセージは当社が別に定める時間経過後に消去します。</p> <p>5 当社は、本付加機能が契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。</p>		

～2020年6月29日					2020年6月30日～					
		<p>6 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中の転送先、転送の条件、録音されたメッセージその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>7 本付加機能に係る設定方法、転送することができる転送先、転送条件及びその数、録音できるメッセージの数及び時間その他の条件等については、当社が指定するところによります。</p> <p>(注) 本欄4に規定する当社が別に定める時間は、当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html) 「オプションサービス」の「転送・留守番サービス 留守番機能について」に掲げるものとします。</p>								
		<p>6 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中の転送先、転送の条件、録音されたメッセージその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>7 本付加機能に係る設定方法、転送することができる転送先、転送条件及びその数、録音できるメッセージの数及び時間その他の条件等については、当社が指定するところによります。</p> <p>(注) 本欄4に規定する当社が別に定める時間は、当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html) 「オプションサービス」の「転送・留守番サービス 留守番機能について」に掲げるものとします。</p>								
着信拒否機能	発信番号非通知着信拒否機能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約者の第2種ドットフォンサービスに係る番号において、発信電話番号等が通知されない通信(当社が別に定める通信を除きます。)に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能	1の番号毎に月額	300円 (330円)	着信拒否機能	発信番号非通知着信拒否機能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約者の第2種ドットフォンサービスに係る番号において、発信電話番号等が通知されない通信(当社が別に定める通信を除きます。)に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能	1の番号毎に月額	300円 (330円)	
		(注) 当社が別に定める通信は、公衆電話からの通信、外国からの通信を含む発信番号を受信できない通信とします。					(注) 当社が別に定める通信は、公衆電話からの通信、外国からの通信を含む発信番号を受信できない通信とします。			

～2020年6月29日				2020年6月30日～			
指 定 番 号 着 信 拒 否 機 能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約者の第2種ドットフォンサービスに係る番号において、登録応答装置（その第2種ドットフォン契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対して拒否する旨の案内を自動的に行う装置）を利用して提供する機能 (注) 当社が別に定めるものは、0から始まる9桁から11桁までの本邦の電話番号（00から始まる電話番号を除きます。）及び公衆電話からの通信、外国からの通信を含む発信番号を受信できない通信（通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした通信を除きます。）を除く着信履歴とします。			指 定 番 号 着 信 拒 否 機 能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約者の第2種ドットフォンサービスに係る番号において、登録応答装置（その第2種ドットフォン契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対して拒否する旨の案内を自動的に行う装置）を利用して提供する機能 (注) 当社が別に定めるものは、0から始まる9桁から11桁までの本邦の電話番号（00から始まる電話番号を除きます。）及び公衆電話からの通信、外国からの通信を含む発信番号を受信できない通信（通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした通信を除きます。）を除く着信履歴とします。		
備 考	T1 当社は、タイプ1に係るIP電話番号及び追加番号（番号情報送出機能に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に限り、本付加機能を提供します。 T2 当社は本機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直ししてほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 T3 当社は、本機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直ししてほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。			備 考	T1 当社は、タイプ1に係るIP電話番号及び追加番号（番号情報送出機能に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に限り、本付加機能を提供します。 T2 当社は本機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直ししてほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 T3 当社は、本機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直ししてほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。		

～2020年6月29日				2020年6月30日～			
	<p>T4 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に登録中の電話番号及びその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>T5 本付加機能に係る設定方法、登録可能な電話番号数その他の条件等については、当社が指定するところによります。</p> <p>6 追加番号で本付加機能を利用する場合は、その追加番号に係る第2種ドットフォン契約のIP電話番号においても本付加機能を利用するものとします。</p> <p>7 追加番号において本付加機能を利用する場合は、付加機能利用料を1の追加番号につき月額200円（220円）減額して適用します。</p>				<p>T4 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に登録中の電話番号及びその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>T5 本付加機能に係る設定方法、登録可能な電話番号数その他の条件等については、当社が指定するところによります。</p> <p>6 追加番号で本付加機能を利用する場合は、その追加番号に係る第2種ドットフォン契約のIP電話番号においても本付加機能を利用するものとします。</p> <p>7 追加番号において本付加機能を利用する場合は、付加機能利用料を1の追加番号につき月額200円（220円）減額して適用します。</p>		
特定番号通知機能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約に係るIP電話番号（当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号による着信が可能なもの（そのIP電話番号が代表機能を利用している場合は、代表番号通知機能を利用しているIP電話番号を含みます。）に限ります。）から行う通信について、そのIP電話番号に替えて、着信課金番号又は特定着信番号を通信先に通知する機能	1の番号ごとに月額	100円 (110円)	特定番号通知機能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約に係るIP電話番号（当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号による着信が可能なもの（そのIP電話番号が代表機能を利用している場合は、代表番号通知機能を利用しているIP電話番号を含みます。）から行う通信について、そのIP電話番号に替えて、着信課金番号又は特定着信番号を通信先に通知する機能	1の番号ごとに月額	100円 (110円)
	<p>備 1 当社は、第2種ドットフォンサービス（タイプ1）に限り本付加機能を考 提供します。</p> <p>2 この機能のお申込みに当たっては、利用する当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号をあらかじめ</p>				<p>備 1 当社は、第2種ドットフォンサービス（タイプ1）に限り本付加機能を考 提供します。</p> <p>2 この機能のお申込みに当たっては、利用する当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号をあらかじめ</p>		

～2020年6月29日	2020年6月30日～
-------------	-------------

め通知していただきます。		め通知していただきます。	
3 当社は、この機能のお申込みをした者とあらかじめ通知していただいた着信課金番号又は特定着信番号を利用している者が同一の者とならない場合には、この機能のお申込みを承諾しないことがあります。		3 当社は、この機能のお申込みをした者とあらかじめ通知していただいた着信課金番号又は特定着信番号を利用している者が同一の者とならない場合には、この機能のお申込みを承諾しないことがあります。	
タイプ2に係る転送等機能	<p><u>第2種ドットフォン契約者に係るIP電話番号に着信する通信を、第2種ドットフォン契約者があらかじめ指定した電気通信番号（着信先番号といいます。以下、この欄において同じとします。）に転送することができるようにする機能</u></p>	—	—
着信チャンネル数変	<p><u>着信先番号毎に、その番号に係る通信チャンネル数の範囲で着信チャンネル数を変更する機能</u></p>		

～2020年6月29日

2020年6月30日～

更 機 能				
備 考	<p>1 当社は、タイプ2に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 転送機能に係る通信については、発信者からこの機能に係るIP電話番号への通信とこの機能に係るIP電話番号からの転送先の番号へのダイヤルアウト通信の2の通信として取り扱います。</p> <p>3 第4条の定めにかかわらず、料金表第1表（料金）1-2-4のイに規定する地域についての電話番号を、着信先番号として指定することはできません。</p> <p>4 着信先番号に変更等があった場合は、その内容について速やかに当社に通知していただきます。</p> <p>5 当社は、この転送機能に係る転送先からその転送される通信について、間違いのためその転送が行われないようにしてほしい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>6 当社は、本付加機能を利用した場合に生じた損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>7 本付加機能に係る設定方法、転送することができる転送先、転送条件及びその数その他の条件等については、当社が指定するところによります。</p>			
着 信 先 番 号 追 加 機 能	第23条に規定する転送機能に係る着信先番号を追加して転送できるようにする機能	追加番号1 番号毎に月 額	100円 (110円)	
備 考	<p>1 当社は、タイプ2に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能において利用することのできる番号の数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>3 追加した着信先番号に関するその他の取扱いについては、第19条の規</p>			

～2020年6月29日		2020年6月30日～	
	<p><u>定に準ずるものとします。</u></p> <p><u>(注) 本欄2に規定する当社が別に定めるところは、最大9番号とします。</u></p>		
時間帯着信チャンネル数変更機能	<p><u>あらかじめ指定した時間帯毎に、着信する通信チャネル数を変更できる機能</u></p>		—
	<p><u>備考</u> <u>当社は、タイプ2に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</u></p>		
時間帯着信先変更機能	<p><u>あらかじめ指定した時間帯毎に着信先番号を変更、又は、あらかじめ指定した時間外に着信する通信に対して、利用時間外である旨の案内（以下この表において「時間外ガイダンス」といいます。）により自動的に応答する機能</u></p>		<p>1,400円</p> <p>(1,540円)</p>
	<p><u>備考</u> <u>1 当社は、タイプ2に係る第2種ドットフォン契約者に限り、本付加機能を提供します。</u></p> <p><u>2 当社は、本付加機能を利用し、時間外ガイダンスにより自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</u></p> <p><u>3 当社は、本付加機能を利用し、時間外ガイダンスを行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</u></p> <p><u>4 本付加機能の時間外ガイダンスに同時に接続できる通信の数は、1の第2種ドットフォン契約につき当社が別に定める数とします。</u></p> <p><u>5 本付加機能に係る設定及び利用方法、選択することができる時間外ガイダンスの数及びその他の条件等については、当社が指定するところにより</u></p>		

～2020年6月29日		2020年6月30日～	
	<p>ます。</p> <p>(注) 本欄4に規定する当社が別に定める数は、30までとします。</p>		
オリジナルガイダンス機能	<p>この機能を利用する第2種ドットフォン契約者が、時間帯着信先変更機能に係る時間外ガイダンスについて、第2種ドットフォン契約者が作成したガイダンス（以下この表において「オリジナルガイダンス」といいます。）を登録および変更できる機能</p>		<p>900円 (990円)</p>
備考	<p>1 当社は、タイプ2に係る第2種ドットフォン契約者（時間帯着信先変更機能を利用する者に限ります。）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 本機能を利用する第2種ドットフォン契約者が登録できるオリジナルガイダンスの数は、1の第2種ドットフォン契約につき当社が別に定める数の範囲内とします。</p> <p>3 当社は、本機能に係るオリジナルガイダンスについて、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、若しくは法令に反する態様で現にガイダンスが利用されており、又は利用されるおそれがあると認められた場合は、その変更を承諾せず、又はその提供を廃止することがあります。</p> <p>4 本付加機能に係る設定及び利用方法およびその他の条件等については、当社が指定するところによります。</p> <p>(注) 本欄2に規定する当社が別に定める数は、1から50までとします。</p>		
着信番号通知機能	<p>この機能を利用する第2種ドットフォン契約者に係る第2種ドットフォン利用回線に着信があった場合に、その着信があったIP電話番号の情報を、着信先番号に係る電気通信回線に接続される端末等設備に送出する機能</p>		<p>900円 (990円)</p>
備考	<p>1 当社は、タイプ2に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 本付加機能を利用できる着信先番号は、当社が別に定める加入電話等設備に係るものに限ります。</p> <p>3 本付加機能に係る設定及び利用方法及びその他の条件等については、当社が指定するところによります。</p> <p>(注) 本欄2に規定する当社が別に定める加入電話等設備は、東日本電信電</p>		

～2020年6月29日		2020年6月30日～	
	<p><u>話株式会社及び西日本電信電話株式会社の加入電話等設備とします。</u></p>		
代表グループ機能	<p>2以上の着信先番号について、それらの着信先番号に係るIP電話番号に着信があった場合に、その着信先番号のうち、通信中でないいずれかの着信番号に着信することができるようにする機能</p>		<p>1,600円 (1,760円)</p>
	備考	<p>1 当社は、タイプ2に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能において指定することのできる着信先番号の数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) 本欄2に規定する当社が別に定める数は、10までとします。</p>	
番号通知等機能	<p>この機能を利用する第2種ドットフォン契約者があらかじめ指定した電気通信番号（第2種ドットフォン利用回線（タイプ1に係るものに限ります。）、第3種ドットフォン利用回線（タイプ6に係るものに限ります。）、第6種シェアードIP-PBX利用回線、又は当社が別に定める加入電話等設備に係るものに限ります。以下、この欄において発信元番号といいます。）から行なう通信（当社の事業者識別番号（電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を言います。）と当社が指定するサービス識別番号を付加して発信した通信に限ります。）について、着信転送を行い第2種ドットフォン契約者のIP電話番号を通知してダイヤルアウトを行うことができるようにするものであって、その通信に関する料金の支払いを要する者をその第2種ドットフォン契約者とし、その第2種ドットフォン契約者に当社が料金表第1表（料金）2-2-5に定める料金を課金することができるようにする機能</p> <p>(注) 当社が別に定める加入電話等設備は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式</p>	<p>1の第2種ドットフォンサービス 毎に月額</p>	<p>1,000円 (1,100円)</p>

～2020年6月29日

2020年6月30日～

～2020年6月29日		2020年6月30日～		
利 用 時 間 帯 設 定 機 能	<p><u>会社の加入電話等設備とします。</u></p> <p><u>この機能が利用可能な時間帯を設定することができる機能</u></p>			
利 用 上 限 設 定 機 能	<p><u>この機能において、当社が別に定める期間内において通信可能な時間の上限値をあらかじめ設定することができる機能</u></p> <p><u>(注) 当社が別に定める期間は、1か月とします。</u></p>			
国 際 電 話	<p><u>この機能において、料金表第1表(料金)2-2-5着信転送ダイヤルアウト通信料に定める通信を規制する機能</u></p>			

～2020年6月29日

2020年6月30日～

利
用
休
止
機
能

備
考

- 1 当社は、タイプ2に係る第2種ドットフォン契約者に限り、本付加機能を提供します。
- 2 本付加機能において登録可能な発信元番号は、第23条に規定するタイプ2に係る転送機能の着信先番号として登録されたものに限り、同一の発信元番号を複数の第2種ドットフォン契約の本付加機能に係る発信元番号として登録することはできません。
- 3 本付加機能に係る通信については、発信元番号から行う通信と着信転送によるダイヤルアウト通信を合わせて1の通信として取り扱い、当社の提供区間と特定協定事業者（当社が別に定めるものに限り、）の提供区間とを合わせて当社が料金を設定いたします。
- 4 料金表第1表（料金）2-2-5着信転送ダイヤルアウト通信料に規定する地域への通信を行う場合、第2種ドットフォン契約者のIP電話番号が着信先に通知されない場合があります。
- 5 前項の規定にかかわらず、次の場合には第2種ドットフォン契約者のIP電話番号が着信側の利用者に通知されません。
 - (1)発信元番号において、ボイスハードウェア等の設定を行うことにより通知をしない設定を行った場合（通信の発信に先立ち「186」をダイヤルした場合を除きます。）
 - (2)通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルした場合。
- 6 本付加機能に係る設定方法、登録可能な発信元番号数その他の条件等については、当社が指定するところによります。
- 7 発信元番号に変更等があった場合は、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

～2020年6月29日	2020年6月30日～
-------------	-------------

	<p>8 <u>当社は、本付加機能が契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。</u></p> <p><u>(注) 本欄3に規定する当社が別に定めるものは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。</u></p>	
--	--	--

国 際 電 話 利 用 休 止 機 能	<p>その第2種ドットフォンサービスに係るIP電話番号又は追加番号において、国際通信を規制する機能</p>	—	国 際 電 話 利 用 休 止 機 能	<p>その第2種ドットフォンサービスに係るIP電話番号又は追加番号において、国際通信を規制する機能</p>	—
	<p>備考 当社は、タイプ1に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p>	<p>備考 当社は、タイプ1に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p>			

～2020年6月29日	2020年6月30日～												
<p>2-2-4 ダイヤルアウト通信料</p> <p>ア イ以外に係るもの</p> <p>(ア) 共通編別記 17 の(4)のイの(ア)及び(イ)に係るもの</p>	<p>2-2-4 ダイヤルアウト通信料</p> <p>ア イ以外に係るもの</p> <p>(ア) 共通編別記 17 の(4)のイの(ア)及び(イ)に係るもの</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1の通信につき接続通信時間3分までごとに</td> <td>8円(8.8円)</td> </tr> </tbody> </table>	単 位	料 金 額	1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.8円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1の通信につき接続通信時間3分までごとに</td> <td>8円(8.8円)</td> </tr> </tbody> </table>	単 位	料 金 額	1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.8円)				
単 位	料 金 額												
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.8円)												
単 位	料 金 額												
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.8円)												
<p>(イ) 共通編別記 17 の(4)のイの(ウ)に係るもの</p>	<p>(イ) 共通編別記 17 の(4)のイの(ウ)に係るもの</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1の通信につき接続通信時間1分までごとに</td> <td>16円(17.6円)</td> </tr> </tbody> </table>	単 位	料 金 額	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	16円(17.6円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1の通信につき接続通信時間1分までごとに</td> <td>16円(17.6円)</td> </tr> </tbody> </table>	単 位	料 金 額	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	16円(17.6円)				
単 位	料 金 額												
1の通信につき接続通信時間1分までごとに	16円(17.6円)												
単 位	料 金 額												
1の通信につき接続通信時間1分までごとに	16円(17.6円)												
<p>(ウ) 共通編別記 17 の(4)のイの(エ)に係るもの</p>	<p>(ウ) 共通編別記 17 の(4)のイの(エ)に係るもの</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1の通信につき接続通信時間1分までごとに</td> <td>10円(11円)</td> </tr> <tr> <td>上記ダイヤルアウト通信料のほか通信1回ごとに</td> <td>10円(11円)</td> </tr> </tbody> </table>	単 位	料 金 額	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	10円(11円)	上記ダイヤルアウト通信料のほか通信1回ごとに	10円(11円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1の通信につき接続通信時間1分までごとに</td> <td>10円(11円)</td> </tr> <tr> <td>上記ダイヤルアウト通信料のほか通信1回ごとに</td> <td>10円(11円)</td> </tr> </tbody> </table>	単 位	料 金 額	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	10円(11円)	上記ダイヤルアウト通信料のほか通信1回ごとに	10円(11円)
単 位	料 金 額												
1の通信につき接続通信時間1分までごとに	10円(11円)												
上記ダイヤルアウト通信料のほか通信1回ごとに	10円(11円)												
単 位	料 金 額												
1の通信につき接続通信時間1分までごとに	10円(11円)												
上記ダイヤルアウト通信料のほか通信1回ごとに	10円(11円)												
<p>(エ) IP電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則別表第1号に定める電話番号を用いるもの</p>	<p>(エ) IP電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則別表第1号に定める電話番号を用いるもの</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1の通信につき接続通信時間3分までごとに</td> <td>8円(8.8円)</td> </tr> </tbody> </table>	単 位	料 金 額	1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.8円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1の通信につき接続通信時間3分までごとに</td> <td>8円(8.8円)</td> </tr> </tbody> </table>	単 位	料 金 額	1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.8円)				
単 位	料 金 額												
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.8円)												
単 位	料 金 額												
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.8円)												
<p><u>備考</u> タイプ2に係るものについては、このダイヤルアウト通信料を適用しません。</p>													
<p>(オ) IP電話設備のうち、共通編別記3に係るもの</p>	<p>(オ) IP電話設備のうち、共通編別記3に係るもの</p>												

～2020年6月29日		2020年6月30日～	
単	位	料 金 額	
1の通信につき接続通信時間3分までごとに		8円(8.8円)	
イ 通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの		イ 通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの	
本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第1種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるものとします。		本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第1種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるものとします。	

～2020年6月29日

2020年6月30日～

2-2-5 着信転送ダイヤルアウト通信料

ア イ以外に係るもの

(ア) 共通編別記 17 の(4)のオに掲げる契約に基づく加入電話等設備からの通信に係るもの

① 共通編別記 17 の(4)のイの(ア)及び(イ)への通信に係るもの

<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>1の通信につき接続通信時間3分までごとに</u>	<u>14円 (15.4円)</u>

② 共通編別記 17 の(4)のイの(ウ)への通信に係るもの

<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>1の通信につき接続通信時間1分までごとに</u>	<u>20円 (22円)</u>

③ 共通編別記 17 の(4)のイの(エ)への通信に係るもの

<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>1の通信につき接続通信時間1分までごとに</u>	<u>14円 (15.4円)</u>
<u>上記着信転送ダイヤルアウト通信料のほか通信1回ごとに</u>	<u>10円 (11円)</u>

④ I P電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則別表第6号に定める電気通信番号への通信に係るもの

<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>1の通信につき接続通信時間3分までごとに</u>	<u>8円 (8.8円)</u>

2-2-5 削除

～2020年6月29日

2020年6月30日～

⑤ IP電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則別表第1号に定める電話番号への通信に係るもの

<u>単</u> <u>位</u>	<u>料</u> <u>金</u> <u>額</u>
<u>1の通信につき接続通信時間3分までごとに</u>	<u>14円(15.4円)</u>

⑥ IP電話設備のうち、共通編別記3への通信に係るもの

<u>単</u> <u>位</u>	<u>料</u> <u>金</u> <u>額</u>
<u>1の通信につき接続通信時間3分までごとに</u>	<u>14円(15.4円)</u>

(イ) 第2種ドットフォン利用回線(タイプ1に係るものに限ります。)、第3種ドットフォン利用回線(タイプ6に係るものに限ります。)、第6種シェアードIP-PBX利用回線、又は共通編別記17の(4)のイの(ア)に掲げる契約に基づく加入電話等設備からの通信に係るもの

① 共通編別記17の(4)のイの(ア)及び(イ)への通信に係るもの

<u>単</u> <u>位</u>	<u>料</u> <u>金</u> <u>額</u>
<u>1の通信につき接続通信時間3分までごとに</u>	<u>8円(8.8円)</u>

② 共通編別記17の(4)のイの(ウ)への通信に係るもの

<u>単</u> <u>位</u>	<u>料</u> <u>金</u> <u>額</u>
<u>1の通信につき接続通信時間1分までごとに</u>	<u>16円(17.6円)</u>

～2020年6月29日

2020年6月30日～

③ 共通編別記 17 の(4)のイの(エ)への通信に係るもの

<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>1の通信につき接続通信時間 1分までごとに</u>	<u>10円 (11円)</u>
<u>上記着信転送ダイヤルアウト通信料のほか通信 1回ごとに</u>	<u>10円 (11円)</u>

④ IP電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則別表第1号に定める電話番号への通信に係るもの

<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>1の通信につき接続通信時間 3分までごとに</u>	<u>8円 (8.8円)</u>

⑤ IP電話設備のうち、共通編別記 3 への通信に係るもの

<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>1の通信につき接続通信時間 3分までごとに</u>	<u>8円 (8.8円)</u>

イ 通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

(ア) 共通編別記 17 の(4)のオに掲げる契約に基づく加入電話等設備からの通信に係るもの

(単位：円)

～2020年6月29日

2020年6月30日～

地域	料金額	1の通信につき接続通信 時間1分までごとに
アイスランド共和国		73
アイルランド		23
アゼルバイジャン共和国		73
アセンション島		253
アゾレス諸島		38
アフガニスタン・イスラム共和国		163
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		12
アラブ首長国連邦		53
アルジェリア民主人民共和国		130
アルゼンチン共和国		53
アルバ		83
アルバニア共和国		123
アルメニア共和国		205
アンギラ		83
アンゴラ共和国		48
アンティグア・バーブーダ		83
アンドラ公国		44
イエメン共和国		143
イスラエル国		33
イタリア共和国		23
イラク共和国		228
イラン・イスラム共和国		83

～2020年6月29日		2020年6月30日～
インド	83	
インドネシア共和国	48	
ウガンダ共和国	53	
ウクライナ	53	
ウズベキスタン共和国	103	
ウルグアイ東方共和国	63	
英領バージン諸島	58	
エクアドル共和国	63	
エジプト・アラブ共和国	78	
エストニア共和国	83	
エスワティニ王国	48	
エチオピア連邦民主共和国	153	
エリトリア国	128	
エルサルバドル共和国	63	
オーストラリア連邦	23	
オーストリア共和国	33	
オマーン国	83	
オランダ王国	23	
オランダ領アンティール	73	
ガーナ共和国	73	
カーボベルデ共和国	78	
ガイアナ共和国	83	
カザフスタン共和国	73	
カタール国	115	
カナダ	13	

～2020年6月29日		2020年6月30日～
カナリア諸島	33	
ガボン共和国	73	
カメルーン共和国	83	
ガンビア共和国	118	
カンボジア王国	93	
ギニア共和国	73	
ギニアビサウ共和国	253	
キプロス共和国	48	
キューバ共和国	115	
ギリシャ共和国	38	
キリバス共和国	158	
キルギス共和国	143	
グアテマラ共和国	53	
グアドループ島	78	
グアム	23	
クウェート国	83	
クック諸島	158	
グリーンランド	94	
クリスマス島	23	
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	23	
グレナダ	83	
クロアチア共和国	104	
ケイマン諸島	73	
ケニア共和国	78	
コートジボワール共和国	83	

～2020年6月29日		2020年6月30日～	
ココス・キーリング諸島	23		
コスタリカ共和国	38		
コソボ共和国	123		
コモロ連合	83		
コロンビア共和国	48		
コンゴ共和国	153		
コンゴ民主共和国	78		
サイパン	33		
サウジアラビア王国	83		
サモア独立国	83		
サントメ・プリンシペ民主共和国	203		
ザンビア共和国	73		
サンピエール島・ミクロン島	53		
サンマリノ共和国	63		
シエラレオネ共和国	178		
ジブチ共和国	128		
ジブラルタル	93		
ジャマイカ	78		
ジョージア	104		
シリア・アラブ共和国	113		
シンガポール共和国	33		
シント・マールテン島	73		
ジンバブエ共和国	73		
スイス連邦	43		
スウェーデン王国	23		

～2020年6月29日		2020年6月30日～
スーダン共和国	128	
スペイン	33	
スペイン領北アフリカ	33	
スリナム共和国	83	
スリランカ民主社会主義共和国	78	
スロバキア共和国	48	
スロベニア共和国	103	
赤道ギニア共和国	123	
セネガル共和国	128	
セルビア共和国	123	
セントクリストファー・ネイビス	82	
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	83	
セントヘレナ島	253	
セントルシア	83	
ソマリア民主共和国	128	
ソロモン諸島	162	
タークス・カイコス諸島	83	
タイ王国	48	
大韓民国	33	
台湾	33	
タジキスタン共和国	63	
タンザニア連合共和国	83	
チェコ共和国	48	
チャド共和国	253	
中央アフリカ共和国	130	

～2020年6月29日		2020年6月30日～
中華人民共和国	32	
チュニジア共和国	73	
朝鮮民主主義人民共和国	132	
チリ共和国	38	
ツバル	123	
デンマーク王国	33	
ドイツ連邦共和国	23	
トーゴ共和国	113	
トケラウ諸島	162	
ドミニカ共和国	38	
ドミニカ国	115	
トリニダード・トバゴ共和国	58	
トルクメニスタン	113	
トルコ共和国	48	
トンガ王国	108	
ナイジェリア連邦共和国	83	
ナウル共和国	113	
ナミビア共和国	83	
ニウエ	162	
ニカラグア共和国	58	
ニジェール共和国	73	
ニューカレドニア	103	
ニュージーランド	28	
ネパール	109	
ノーフォーク島	82	

～2020年6月29日		2020年6月30日～	
ノルウェー王国	23		
バーレーン王国	83		
ハイチ共和国	78		
パキスタン・イスラム共和国	73		
バチカン市国	23		
パナマ共和国	58		
バヌアツ共和国	162		
バハマ国	38		
パプアニューギニア独立国	53		
バミューダ諸島	53		
パラオ共和国	103		
パラグアイ共和国	63		
バルバドス	78		
パレスチナ	33		
ハワイ	12		
ハンガリー共和国	38		
バングラデシュ人民共和国	73		
東ティモール民主共和国	129		
フィジー諸島共和国	53		
フィリピン共和国	38		
フィンランド共和国	33		
ブータン王国	73		
プエルトリコ	43		
フェロー諸島	78		
フォークランド諸島	193		

～2020年6月29日		2020年6月30日～
ブラジル連邦共和国	33	
フランス共和国	23	
フランス領ギアナ	53	
フランス領ポリネシア	53	
フランス領ワリス・フテュナ諸島	233	
ブルガリア共和国	83	
ブルキナファソ	83	
ブルネイ・ダルサラーム国	65	
ブルンジ共和国	73	
米領サモア	53	
米領バージン諸島	23	
ベトナム社会主義共和国	88	
ベナン共和国	83	
ベネズエラ・ボリバル共和国	53	
ベラルーシ共和国	83	
ベリーズ	58	
ペルー共和国	58	
ベルギー王国	23	
ポーランド共和国	43	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	63	
ボツワナ共和国	78	
ポリビア共和国	58	
ポルトガル共和国	38	
香港	33	
ホンジュラス共和国	68	

～2020年6月29日		2020年6月30日～
マーシャル諸島共和国	113	
マイヨット島	153	
マカオ	58	
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	83	
マダガスカル共和国	163	
マディラ諸島	38	
マラウイ共和国	130	
マリ共和国	58	
マルタ共和国	73	
マルチニーク島	58	
マレーシア	33	
ミクロネシア連邦	82	
南アフリカ共和国	78	
南スーダン共和国	128	
ミャンマー連邦	93	
メキシコ合衆国	38	
モーリシャス共和国	73	
モーリタニア・イスラム共和国	83	
モザンビーク共和国	130	
モナコ公国	28	
モルディヴ共和国	108	
モルドバ共和国	104	
モロッコ王国	73	
モンゴル国	63	
モンセラット	115	

～2020年6月29日		2020年6月30日～
モンテネグロ共和国	123	
ヨルダン・ハシミテ王国	113	
ラオス人民民主共和国	108	
ラトビア共和国	93	
リトアニア共和国	63	
リビア共和国	73	
リヒテンシュタイン公国	33	
リベリア共和国	78	
ルーマニア	63	
ルクセンブルク大公国	38	
ルワンダ共和国	128	
レソト王国	73	
レバノン共和国	115	
レユニオン	73	
ロシア連邦	48	
インマルサットBGAN／FB／SB	212	
インマルサットF	212	
インマルサットBGAN／FB／SB（HSD）	703	
インマルサットF（HSD）	703	
イリジウム衛星携帯電話	253	
スラーヤ衛星携帯電話	178	
ボーダフォン（マルタ）	703	
備考		
1 着信転送ダイヤルアウト通信料における、外国への通信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。		

～2020年6月29日	2020年6月30日～
<p><u>2 本邦とインマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。</u></p> <p><u>3 通則13（消費税相当額の加算）の規定にかかわらず、この表に規定する料金は消費税課税対象外とします。</u></p>	
<p>(イ) <u>第2種ドットフォン利用回線（タイプ1に係るものに限ります。）</u>、<u>第3種ドットフォン利用回線（タイプ6に係るものに限ります。）</u>、<u>第6種シェアードIP-PBX利用回線、又は共通編別記17の(4)のイの(ア)に掲げる契約に基づく加入電話等設備からの通信に係るもの</u></p>	
<p><u>本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第1種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるものとします。</u></p>	
<p>3 第3種ドットフォン契約に係るもの 略</p>	<p>3 第3種ドットフォン契約に係るもの 略</p>

～2020年6月29日	2020年6月30日～
<p>第2 手続きに関する料金</p> <p>1 適用 略</p> <p>2 料金額 略</p> <p>第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））</p> <p>1 適用 略</p> <p>2 工事費の額</p> <p>2-1 第1種ドットフォンサービスに関するもの 略</p> <p>2-2 第2種ドットフォンサービスに関するもの</p> <p>2-2-1 タイプ1に係るもの 略</p>	<p>第2 手続きに関する料金</p> <p>1 適用 略</p> <p>2 料金額 略</p> <p>第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））</p> <p>1 適用 略</p> <p>2 工事費の額</p> <p>2-1 第1種ドットフォンサービスに関するもの 略</p> <p>2-2 第2種ドットフォンサービスに関するもの</p> <p>2-2-1 タイプ1に係るもの 略</p>

～2020年6月29日		2020年6月30日～												
<p>2-2-2 <u>タイプ2に係るもの</u></p> <p><u>第2種ドットフォンサービス（タイプ2に係るものに限ります。）の利用開始、通信チャネル数の変更、若しくはその他利用内容の変更、又は付加機能の利用の開始若しくは番号通知機能に係る発信元番号の追加、変更に関する工事</u></p>		<p>2-2-2 <u>削除</u></p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><u>区 分</u></th> <th><u>単 位</u></th> <th><u>工事費の額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>交換機等 工事費</u></td> <td><u>ア イ以外の工事</u></td> <td><u>1の工事ごとに</u></td> <td><u>1,000円 (1,100円)</u></td> </tr> <tr> <td><u>イ 付加機能の利用の開始に関する工事</u></td> <td><u>1の契約ごとに</u></td> <td><u>1,000円 (1,100円)</u></td> </tr> </tbody> </table>		<u>区 分</u>		<u>単 位</u>	<u>工事費の額</u>	<u>交換機等 工事費</u>	<u>ア イ以外の工事</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>1,000円 (1,100円)</u>	<u>イ 付加機能の利用の開始に関する工事</u>	<u>1の契約ごとに</u>	<u>1,000円 (1,100円)</u>		
<u>区 分</u>		<u>単 位</u>	<u>工事費の額</u>											
<u>交換機等 工事費</u>	<u>ア イ以外の工事</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>1,000円 (1,100円)</u>											
	<u>イ 付加機能の利用の開始に関する工事</u>	<u>1の契約ごとに</u>	<u>1,000円 (1,100円)</u>											
<p><u>備考</u></p> <p><u>第2種ドットフォンサービス（タイプ2に係るものに限ります。）に関する工事については、1（適用）の(2)欄の規定を適用しません。</u></p>														
<p>2-3 第3種ドットフォンサービスに関するもの 略</p>		<p>2-3 第3種ドットフォンサービスに関するもの 略</p>												
<p>第3表（略）</p>		<p>第3表（略）</p>												